明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三一）　一
〔告　示〕
○文化財を重要文化財に指定する件（文部科学一〇二）　二
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（同一〇三）　五
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件（同一〇四）　六
○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働二九二）
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同二九三）
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（同二九四）　七
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（同二九五）　八
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十八年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
弁理士登録、企業年金基金設立関係　三五
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　三六
会社その他
会社決算公告　三八

省令

○厚生労働省令第百三十一号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第三項（同法第三十二条の六第六項、第三十三条の三第二項及び第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条の七第一項（同法第三十三条の三第二項及び第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十五条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第三項（同法第十条第五項において準用する場合を含む。）、第十条第二項、第十一条第四項、第二十三条第一項から第三項まで、第五十五条並びに第五十七条の規定に基づき、職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号リ中「及び履歴書」を「、履歴書及び職業紹介事業の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として職業安定局長が定めるものを修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）」に改める。

第二十二条第四項第一号中「及びヘ」を「、ヘ及びリ（受講証明書に係る部分に限る。次号において同じ。）」に改め、同項第二号中「及び」の下に「リ並びに」を加える。

第二十三条第三項中「書類のうち履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、「住民票の写し及び履歴書」を「住民票の写し、履歴書及び受講証明書」に改め、同条第五項中「履歴書」の下に「及び受講証明書」を加える。

第二十五条の三第二項の表第二十三条第五項の項中「履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、同条第三項第七号中「及び履歴書」を「、履歴書及び受講証明書」に改める。

第二十五条の四第一項の表第二十三条第五項の項中「履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、同条第二項第三号中「及び履歴書」を「、履歴書及び受講証明書」に改める。